

日本スポーツとジェンダー学会 第7回大会 プログラム・発表抄録

と き／ 2008年 7月 5日(土)・6日(日)

ところ／ 大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)

JSSGS

主 催／日本スポーツとジェンダー学会

日本スポーツとジェンダー学会 第7回大会

と き:2008年7月5日(土)・6日(日)

ところ:大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)
大阪府大阪市中央区大手前1丁目3番49号

主 催:日本スポーツとジェンダー学会
<http://www.jssgs.org> e-mail: info@jssgs.org

シンポジウム共催:大阪体育学会 身体運動文化領域研究会

後 援:(財)東海ジェンダー研究所、(財)日本体育協会

協 賛:大阪府教育公務員弘済会、NPO 法人 MGLA(体操リーダー連絡協議会)、
帝塚山体操クラブ・パステル、大塚製薬株式会社

広報協力誌・メディア・団体

- ・全国大学体育連合
- ・「月刊トレーニング・ジャーナル」
- ・「体育の科学」
- ・「コーチング・クリニック」
- ・「月刊体育施設」
- ・「みんなのスポーツ」
- ・「体育科教育」
- ・WSF ジャパン 女性スポーツ財団日本支部

第7回大会実行委員会 事務局
〒590-0113 堺市南区晴美台4-2-2
帝塚山学院大学人間文化学部飯田研究室内
事務局長 登丸(とまる)あすか
Tel: 072-296-1331 Fax: 072-292-2135

日本スポーツとジェンダー学会事務局
〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1 大阪府立大学
総合教育研究機構 熊安貴美江研究室内
Tel&Fax: 072-254-9774
E-mail: info@jssgs.org

ごあいさつ

日本スポーツとジェンダー学会第7回大会

実行委員長 前田博子（鹿屋体育大学）

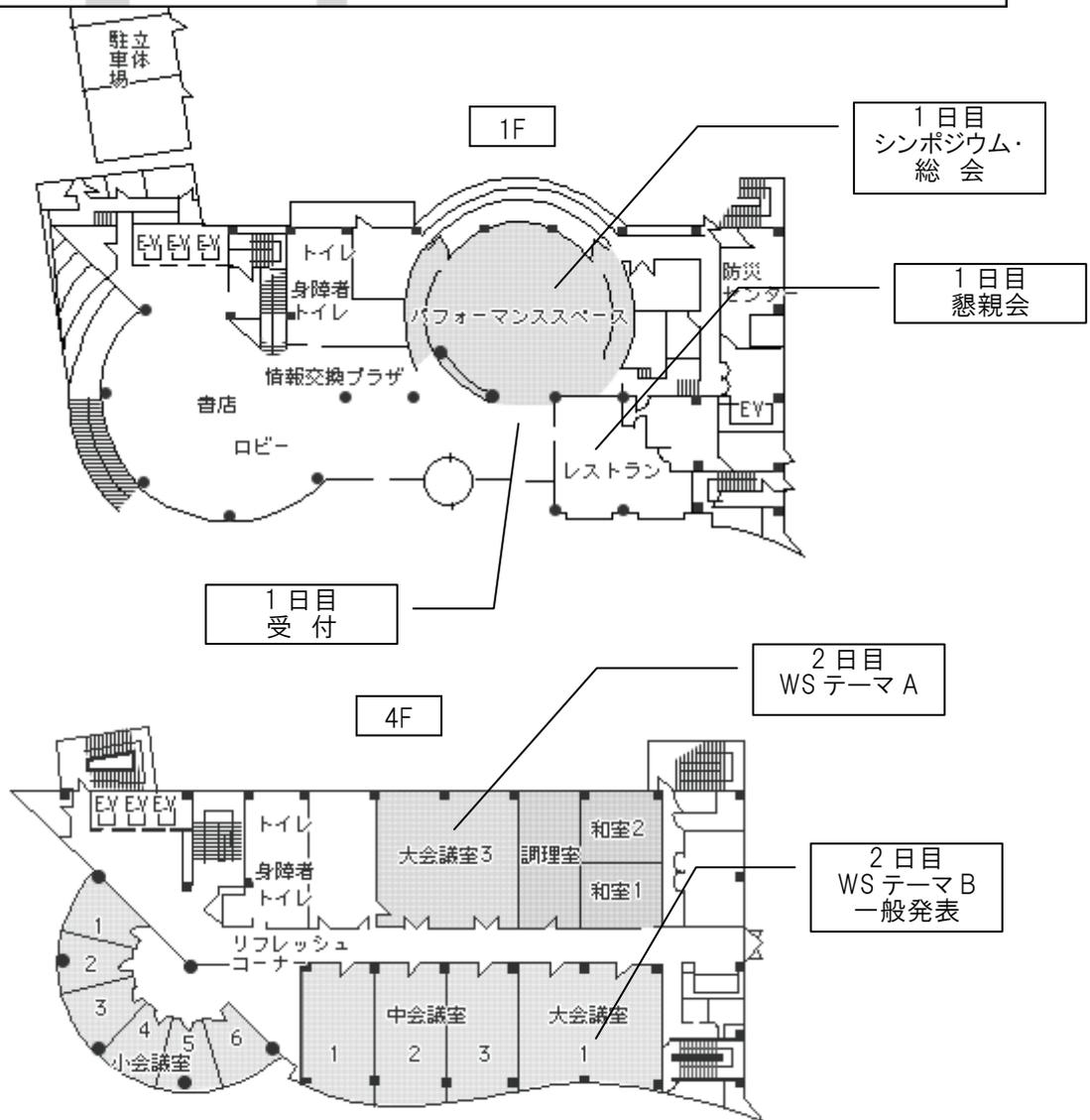
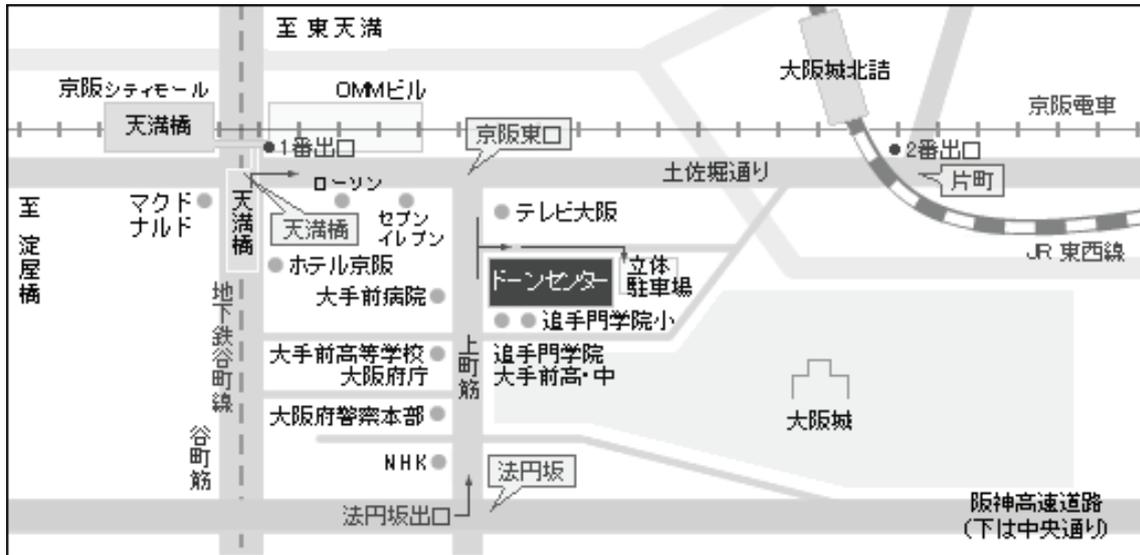
2002年に研究会として設立した本会は、研究会から数えて7回目、学会としても3回目の大会を迎えました。本年度は第1回設立大会と同じ、大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）で開催する運びとなりました。実行委員会一同、本大会が会員のみなさまの研鑽と交流の場として、また情報発信の機会となりますよう、これまで準備を進めて参りました。プログラムは参加者と一体になって進めていく形式を取り入れておりますので、楽しい大会になりますようご協力よろしくお願い致します。

今年は20年ぶりにアジアで開かれるオリンピック、北京大会開催の年にあたります。このオリンピックのようなメガ・スポーツイベントに対するメディアの影響力は、ますます大きくなってきています。一方、近年のオリンピックでは女性競技の増加がひとつの方向であり、アテネ大会では日本選手団の参加者数と金メダル数はともに女性が男性を上回りました。このような女性競技者の姿をメディアは正當に伝えているのでしょうか。そこで、大会開催前にジェンダーの視点で現状のメディアに対する共通認識を持ち、ひいては実際の放映に揺さぶりを掛けるという意図を持って、全体テーマを「メディア・スポーツ・ジェンダー」としました。

プログラムでは、1日目のシンポジウムのテーマを「個を尊重するスポーツ・メディアの可能性」とし、会員の左近允輝一氏の他、読売新聞の結城和香子氏、関西学院大学の阿部潔氏にご登壇いただきます。2日目のワークショップⅠ「スポーツ報道とメディア・リテラシー—北京五輪に向けての提言」は、スポーツ・メディア・リテラシーを学び、参加者とともに提言を作っていく試みです。ワークショップⅡ「体育・スポーツと性的マイノリティー当事者の立場から」では、前大阪府議会議員の尾辻かな子氏、PLHNET（HIVとともに生きる会）代表の小田切孝子氏を迎え、性的マイノリティーとスポーツとの関わりにフォーカスをあて問題意識の共有を目指します。

折しも大阪では大規模な行政改革が始まり、ドーンセンターも運営見直しの対象となっています。本大会が女性センターの活性化にも寄与できますよう、活発な議論と実りある成果をあげるものになることを祈念しております。

会場のご案内



参加者のみなさまへ(諸連絡)

- ネームタグは大会期間中、常にご表示ください。大会終了後またはお帰りの際に、回収箱にご返却ください。
- 会場建物内は禁煙です。
- ごみを捨てる際には、分別にご協力ください。
- 懇親会および大会1日分のキャンセルによる返金には対応しかねますので、ご了承ください。
- 懇親会は1日目午後6時より会場1F レストラン「ユイマール」で予定しています。申し込まれた方は開始時間までに直接会場にお集まりください。なお懇親会への当日参加申込は受付にて承っております。係員までお申し出ください。
- JSSGS では、大会の様様を記録するための写真撮影を行なっておりますが、参加者のプライバシーには十分配慮し、会場後方からの撮影を行なっております。その旨ご了解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

アンケートご協力をお願い

JSSGS では、より充実した大会の開催をめざし、参加者のみなさんにアンケートへのご協力をお願いしています。受付時に配布されたアンケート用紙にご記入の上、会場内に設置されたアンケート回収ボックスまでご提出ください。皆様の率直なご意見をお待ちしています。

日本スポーツとジェンダー学会における個人情報の取り扱いについて

2005年4月1日より「個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）」が全面施行されました。それを受け、日本スポーツとジェンダー学会（以下本学会という）主催の本大会における会員外の参加者の個人情報の取り扱いを、下記のとおり定めております。

本学会は、研究機関として個人情報を取り扱う場合がありますが、個人情報の保護のために、目的のために必要な情報のみを本人の同意に基づいて取得し、目的の終了後には速やかに削除することを基本方針としています。組織及び研究においてこの基本方針を遵守し、また今後とも継続的に改善することとしています。

1. 大会参加手続き書類で取得した個人情報の利用目的について（会員外）

本学会は、会員外の参加者の皆さんから参加手続きで取得した氏名、住所などの個人情報を、以下の目的のみに利用します。

- 1) 当該大会の円滑で安全な運営のため
- 2) 今後の本学会の研究活動の参考資料とするために、個人を識別できない形式による参加者の統計作成

2. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは、日本スポーツとジェンダー学会事務局（E-mail: info@jssgs.org）にてお受けいたします。

第7回大会 運営組織

< 実行委員 >

大会委員長	飯田貴子
実行委員長	前田博子
事務局長	登丸あすか
総務	○熊安貴美江 赤坂美月 井谷恵子 近藤良享 登丸あすか 丹羽劭昭 前田博子 吉川康夫
総会	○吉川康夫 赤坂美月 飯田貴子 井谷恵子 熊安貴美江 近藤良享
研究	○飯田貴子 高井昌吏 前田博子 來田享子
会場	○井谷恵子 井谷聡子 高峰修 吉中康子
受付	○勝木洋子 川端多津子 岸本綾子 北田和美 西村美佳 福井方子 大阪体育学会身体文化領域研究会員
広報	○藤山新 梅津迪子 在木美粧
ホームページ	○高峰修 小野暖未 宮本乙女
財務	○川村順子 赤坂美月
記録	○平川澄子 中込常昭 宮本乙女
渉外・接遇	○赤坂美月 足羽静 緒方房子 白井久明 竹内ちよ子 牧田久美子 (○印は担当責任者)

< サポートスタッフ >

京都教育大学	明尾真喜子 今西聡 田中英夫 藤原由香 三木隆太 池原史明 岩脇あゆみ 福永愛美 吉田尚代
神戸大学	秋吉遼子 稲葉慎太郎
帝塚山学院大学	入江由実 竹地亜樹 祥瑞未菜 宮田奈央子
東京女子大学	建石純那
中京大学	木村華織 平見俊之 早川由希子 勅使寛子 彦坂歩美
兵庫県立大学	荒尾太介 柏木宏斗 日置祐未子 蓬萊明子 森本遥 川端久美子 山口理江
法政大学	土屋仁美 山田里実
天王寺高校	來田真依子

日 程 表

1日目:7月5日(土)

	12:30	13:00	13:10		14:50	15:20	16:50	17:00	18:00	20:00
受付	開 会 と 挨 拶	全体テーマ 「メディア・スポーツ・ジェンダー」 シンポジウム 「個を尊重するスポーツ・メディアの可能性」 第1部 シンポジウム (1F PS)			休 憩 ・ 交 流 ・ 情 報 交 換	第2部 グループディスカッションと まとめ (1F PS)			総 会 (1F PS)	懇 親 会 (1F レストラン ユイマール)

PS: パフォーマンス・スペース

2日目:7月6日(日)

9:30		11:20	11:35	12:35	13:35	14:35	14:50		16:40
ワー ク シ ョ ッ プ I テ ー マ A (4F 大会議室1) テ ー マ B (4F 大会議室3)	休 憩	一 般 発 表 I (4F 大会議室1)		昼 食 ・ 休 憩	一 般 発 表 II (4F 大会議室1)		休 憩	ワ ー ク シ ョ ッ プ II テ ー マ A (4F 大会議室1) テ ー マ B (4F 大会議室3)	

大会プログラム

7月5日(土) 全体テーマ:「メディア・スポーツ・ジェンダー」

シンポジウム「個を尊重するスポーツ・メディアの可能性」

13:10～14:50 第1部: シンポジウム

コーディネーター: 飯田貴子(帝塚山学院大学)

パネリスト:

左近允輝一(帝京大学、元朝日新聞記者)

「スポーツジャーナリズムは存在するか—特殊な世界を乗り越えて」

結城和香子(読売新聞東京本社運動部)

「オリンピック報道の使命と限界・五輪史に見る教訓と今」

阿部潔(関西学院大学)

「スポーツ番組が語るもの／伝えられ方・視られ方

—ジェンダー／セクシュアリティ／マシンの交叉点—」

15:20～16:50 第2部: グループディスカッションとまとめ

7月6日(日)

9:30~11:20 ワークショップ I

テーマ A「スポーツ報道とメディア・リテラシー —北京五輪に向けての提言—」
企画担当・話題提供者:登丸あすか(立命館大学)
コメンテーター:山口理恵子(城西大学)

テーマ B「体育・スポーツと性的マイノリティ —当事者の立場から—」
企画担当・話題提供者:建石真公子(法政大学)
話題提供者:尾辻かな子(前大阪府議会議員)
司会:來田享子(中京大学)

11:35~12:35 一般発表 I

セッション1「多様性」 座長:藤山新(東洋大学現代社会総合研究所)

11:35~12:05 水野英莉(岐阜医療科学大学)

女性間の差異と公平性の確保についての—考察
日・米・豪における女性プロサーファーの比較研究

12:05~12:35 井谷聡子(オハイオ州立大学大学院)

ジェンダー二元論を超えて:
性的マイノリティに関する医学言説と性別確認検査、トランスセクシュアル・ポリシー

13:35~14:35 一般発表 II

セッション2「教育」 座長:宮本乙女(お茶の水女子大学附属中学校)

13:35~14:05 かどやひでのり(津山工業高等専門学校一般科)

課外活動の学校スポーツにおけるジェンダーと人格概念

14:05~14:35 小野 暖未(中京大学大学院)

種目選択・決定過程と教員の認識が運動会に与える影響に関する研究
三重県・愛知県の私立高等学校 8 校へのインタビュー調査を中心に

14:50~16:40 ワークショップ II

テーマ A「スポーツ報道とメディア・リテラシー —北京五輪に向けての提言—」
企画担当・話題提供者:登丸あすか(立命館大学)
コメンテーター:山口理恵子(城西大学)

テーマ B「体育・スポーツと性的マイノリティ —性にかかわる教育活動の現場から—」
企画担当・司会:建石真公子(法政大学)
話題提供者:小田切孝子(PLHNET(HIV とともに生きる会)代表、京都教育大学非常勤講師)
話題提供者:來田享子(中京大学)

日本スポーツとジェンダー学会第7回大会

発表抄録

シンポジウム	・	・	・	・	・	・	・	・	9
シンポジウム登壇者プロフィール	・	・	・	・	・	・	・	・	15
ワークショップ テーマA	・	・	・	・	・	・	・	・	16
ワークショップ テーマB	・	・	・	・	・	・	・	・	18
ワークショップ 演者プロフィール	・	・	・	・	・	・	・	・	20
一般発表 セッション1 「多様性」	・	・	・	・	・	・	・	・	21
一般発表 セッション2 「教育」	・	・	・	・	・	・	・	・	23

メディア・スポーツ・ジェンダー

個を尊重するスポーツ・メディアの可能性

コーディネーター 飯田貴子 (帝塚山学院大学)

キーワード：個の尊重・スポーツジャーナリズム・ジェンダー・セクシュアリティ・オリンピック

趣旨説明

2008年は北京オリンピック開催年にあたるため、スポーツ・メディアをジェンダー視点から再検証しようとの趣旨にて、このシンポジウムおよび2日目のワークショップ「スポーツ報道とメディア・リテラシー — 北京五輪に向けての提言—」を企画した。

本学会では、社会の普遍とされてきたセックス・ジェンダー・セクシュアリティの規範と結合を、スポーツが生産・再生産し、さらにメディアがそれらを増幅し明示する機能を有していることを、第1回大会パネルディスカッション「スポーツのジェンダー研究を展望する」、第3回大会シンポジウム「いつまで続くスポーツ界のジェンダーブラインド」、第4回シンポジウム「スポーツにおける多様な身体個の尊重を求めて」、およびWSや研究誌に投稿された論文等を通して明らかにしてきた。

しかし、一方では、そのようなセックス・ジェンダー・セクシュアリティの規範と結合を曖昧にするのもスポーツの可能性であり、そのためには、個の多様性を認め尊重することこそがスポーツにおける実践的方法論として推奨されることも提唱してきた。このようにスポーツに内包する多面性は、オリンピックやメディアにおいても同様である。その時代や社会という文脈の中で、どの価値がより高い意味を持つかが決められている。

オリンピックは、オリンピック・ムーブメントを標榜し「より速く、より高く、より強く」を競う、トップスポーツの祭典である。そして、オリンピック憲章には、平和への希求、差別の克服、環境への配慮、ドーピングの追放、スポーツ・フォア・オールの推進などの活動理念が述べられている。しかし、現実には、戦争や政治の影響を受け、ナショナリズムの具現やテロ発生のもととされてきた。もちろん、レイシズムやセクシズムも公然と行われてきたし、今日では、コマーシャルイズムが席卷している。今回の北京オリンピックでは、聖火リレーが政争の具とされ、聖火の通過ルートでは多くの妨害行為があった。その聖火リレーも、ベルリンオリンピックにおいて始められ、ナチスのプロパガンダとなったことは周知の事実である。

そして、コマーシャルイズムに拍車をかけているのがテレビを代表とするマスメディアである。オリンピックに関わる総収入の半分以上が放送権料という現状の中で、放送各社は、スポーツ番組の視聴率を上げるために様々な工夫を凝らしている。このことは、活字メディアにおいても同様であり、記事の中味は、いかに購買者拡大に繋がるかが第一目的になっている感が否めない。だが、例え娯楽的要素が強いスポーツ報道であっても、ジャーナリズムの役割から外れることはできないであろう。つまり、メディアは、民主主義、公共性、社会的責任という理念から逸脱してしまうことはできないということである。

そこで、本シンポジウムでは、まず左近允輝一氏にスポーツジャーナリズムの基本について、ジャーナリズムの役割やスポーツジャーナリストの仕事という側面から話していただく。続いて、結城和香子氏には、オリンピック取材するスポーツジャーナリストという立場から、オリンピック報道の使命とそれを妨げている現状について話していただく。最後に、阿部潔氏には、これまでに放送されたスポーツ番組を題材にした事例紹介を通して、メディアがある種のイデオロギーをどのように伝達、構築、再生産していくかを、オーディエンスとの関係性の中で論じていただく。

これらシンポジストの話を通して、ジェンダーにセンシティブなメディア、言い換えれば、個を尊重するスポーツ・メディアの可能性について、参加者の方々と共に探っていきたい。

シンポジウムの進め方

本シンポジウムは、2部に分けられている。第1部では、シンポジストの発表に続き、コーディネーターからシンポジストへ、そしてシンポジスト間での質疑・応答を行なう。第2部では、シンポジストの発表に基づき、およそ6つのテーマ別に、フロアの参加者を分け、それぞれでグループディスカッションを行なっていただく。その後、グループ発表とシンポジストからのコメント、全体での質疑・応答を経て、まとめへ進めていく。フロアの活発な論議をお願いする。

日本にスポーツジャーナリズムは存在するか

——特殊な世界を乗り越えて

○左近 允 輝一（帝京大学経済学部、元朝日新聞記者）

キーワード：真実究明、批判精神、客観報道、スポーツ報道の特殊性、二刀流

はじめに

日本にスポーツジャーナリズムは存在しない、という議論がある。これには2つの視点がみられ、ひとつはスポーツジャーナリズムはジャーナリズムそのものであり、「スポーツジャーナリズム」という特化したものは存在しないという考え方だ。政治ジャーナリズム、経済ジャーナリズム、事件ジャーナリズムなどとあまりいわないのと同様というわけである。現場内部からの主張といえる。

もうひとつは、スポーツジャーナリズムはジャーナリズムとは別の特化されたもので、その特殊性ゆえに、真実の追究、批判精神というジャーナリズムが本来有している機能が希薄で、それゆえにジャーナリズムではないという批判である。

両者の主張の溝は深い。議論がかみあわないのは、スポーツジャーナリズムの背景が複雑でわかりにくいためといえる。

日本にスポーツジャーナリズムは存在しない、という議論を検証しながら、スポーツジャーナリズムとは何かを考えてみたい。

スポーツジャーナリズム批判

スポーツジャーナリズム批判を大別すれば、2つの主張がある。

ひとつは、メディアとスポーツの歴史的な関係に対する批判である。玉木正之が各所で指摘しているが、代表的なものとして、朝日新聞や毎日新聞と高校野球の関係、あるいは読売新聞とプロ野球、読売ジャイアンツとの関係である。

周知のとおり、「甲子園大会」を始めたのは朝日新聞である。いまから1世紀ほど前の1915年のことだ。日本のスポーツがまだ未成熟な時代で、全競技を通じて初の全国大会という特徴があった。高野連など存在せず、朝日新聞が企画、運営、資金など大会開催を全面的に担った。また、紙面を通じてその精神世界にも大きな影響を与えた。その基本的なスタンスは今日まで続く。メディアがここまでスポーツに関与しては、批判的な記事は書けないというわけである。

読売新聞とジャイアンツの関係は、朝日と高校野球以上に深く、日本1の人気チームを所有しているので

ある。メディアとプロ野球の関係は読売新聞だけではない。毎日新聞、産経新聞、中日新聞も自社チームを持っていた。

会社の一組織のような状態を作り、正常なジャーナリズムが機能するわけではないという批判である。

もうひとつは、主催や所有とは別に、スポーツジャーナリズムは本当のことを書かない、強者におもねる、批判しないという指摘だ。

西島建男の分析が鋭いが、友添秀則は、アテネ五輪において、闘病生活のために指揮をとれなかった長島監督をメディアがこぞって神格化した点を痛烈に批判している。

また、セルジオ越後は、日本代表の盛り上がりのなさについて、日本サッカー協会を批判しないメディアを問題視し「いいときは褒め、悪いときは厳しく追及するのがメディアの仕事だ」と苦言を呈している。

ジャーナリズムとは何か

それでは、スポーツジャーナリズムの前提となる、ジャーナリズムとはそもそも何なのだろう。

通常、ジャーナリズムとは3つの意味がある。第1に組織、機関としてのジャーナリズム、第2に、活動内容としてのジャーナリズム、第3に規範・精神としてのジャーナリズムである。

「ジャーナリズムに就職した」というようなときは、第1の意味で、マスコミ、マスメディアとはほぼ同義語、具体的には新聞社、放送局などを指す。

第2の意味は、ニュース性のあるものをいち早く多くの人に伝える作業、すなわち報道、評論など活動の内容である。

第3の規範・精神がジャーナリズムの本質とも言うべきもので、さまざまな要素を含んでいる。McNairはいろいろな定義を披露しているが、駒村圭吾によれば、「真実究明」と「批判精神」が2大使命といえる。また、「客観報道」を報道原則の代表と指摘している。

したがって、真実究明、批判精神、客観報道がスポーツジャーナリズムにおいてもバックボーンになるはずだが、多少事情が異なってくる。それは、スポーツ報道には、ほかの政治、経済、社会報道などにはみられない特殊性があるからだ。

スポーツ報道の特殊性

スポーツ報道の特殊性とは何か。

第1に、記事の主体が競技の結果報道である点だ。観戦記事、観戦報道といわれる。この要素が決定的に違う。観戦報道における真実とは何なのだろう。たとえば巨人―阪神戦で巨人が3―2で逆転勝ちしたとする。この試合の真実とは何か。普遍的なものではなく、記者の視点に左右される。だから、この種の記事には署名がつく。

記者の視点が前面に出てくるということは、客観報道ではなく、主観報道なのである。

第2に、スポーツの取材に名刺は通用せず「顔」がものをいう世界ということだ。選手は超有名人。よほどの信頼関係ができなければ、いい取材はできない。信頼関係を築くためには密着が必要だが、一步間違えると癒着につながる。批判記事が書きにくくなる。政治家取材とスポーツ選手の取材が似ているのはこの点だといわれる。

さらにいうなら、この観戦記事は娯楽性が高い。娯楽といっても日々のニュースを追っているわけだから報道には違いないが、娯楽報道という独特な世界を形成している。加えて、技術を含めその競技にかなり習熟していないと、いい記事は書けない。「職人芸」の世界でもある。

テレビが発達し、前日のうちに競技結果の情報は詳細に伝えられている。それを前提に、新聞は何を報じるのか。技術批評か、人間ドラマか、知られざるエピソードか。ますます「職人芸」が問われるのだ。

こういう特殊性があるところから、スポーツ記者は新聞記者ではないとか、スポーツジャーナリズムはジャーナリズムではないといった議論が出てくるのである。

おわりに

では、日本にスポーツジャーナリズムは存在しないのだろうか。逆である。いまこそ、スポーツ報道はジャーナリズム精神を発揮するべきで時ではないかと思う。

テレビにとってのスポーツとは報道、娯楽、ドラマの正三角形の真ん中に位置するといったのはWhannelだが、今日の状況をみると、テレビにとってのスポーツとは、エンターテインメントであり、筋書きのないドラマである。報道の側面は希薄になっている。だからこそ、放送権という権利概念が成立する。

したがって、スポーツ報道の規範ともいえるジャーナリズムは、新聞報道のありようにかかっている。

近年、スポーツ報道は2極化が進んだ。アマチュアリズムの後退にともなう商業主義の台頭、健康志向・高齢化社会を背景にしたスポーツの大衆化、一方でプロ化によるスポーツの高度化。スポーツ報道は観戦報道にとどまらず、スポーツ問題、社会問題を含むようになった。プロ野球の構造改革、高校野球の特待生問題、大相撲の朝青龍問題、新弟子リンチ事件。きわめてジャーナリスティックな問題に満ちている。記者は観戦報道における「職人芸」とスポーツ問題における「記者魂」の二刀流を求められる時代になっているといえよう。

日本のスポーツジャーナリズムにさまざまな問題があるにせよ、ますますスポーツ報道はジャーナリズムが要求されているのである。

参考文献

- ・玉木正之「スポーツ・ジャーナリズムを語る」(アイオーエム、2003年)
- ・西島建男「メディアは真実を報道しているか」『現代スポーツ評論 2』(創文企画、2000年)
- ・友添秀則「スポーツ・ジャーナリズムは不在か」『現代スポーツ評論 11』(創文企画、2004年)
- ・セルジオ越後「どうしたサッカー日本代表 メディアは協会を迫及すべきだ」(毎日新聞 2008年6月2日夕刊)
- ・清水英夫ら「マス・コミュニケーション概論」(学陽書房、2002年)
- ・マクネア著、小川浩一ら監訳「ジャーナリズムの社会学」(リベルタ出版、2006年)
- ・駒村圭吾「ジャーナリズムの法理」(嵯峨野書院、2001年)
- ・中正樹『『客観報道』とは何か』(新泉社、2006年)
- ・「朝日新聞記者の証言 2―スポーツ記者の視座」(朝日ソノラマ、1980年)

オリンピック報道の使命と限界

五輪史に見る教訓と今

○結城和香子（読売新聞運動部次長）

オリンピック報道は、時代ごとの五輪のあり方を色濃く反映したものだ。まず五輪の歴史におけるジェンダー問題を簡介し、これらが時代ごとの社会背景をいかに映して来たか、そしてそのような社会認識が、五輪報道にいかにか影響を与えて来たかを見てみたい。

知られたことであるが、ギリシャ・オリンピアで紀元前776年に始まり、以後1100年以上続いた古代五輪では、女性は参加も見物も一切厳禁だった。

参加資格を持っていたのは、ギリシャの都市国家か植民地で市民権を持つ男性。女性は、女神デメテルの神官一人を除いて観戦も許されず、発覚した場合は死罪だった。男性に仮装し、息子のコーチを務めた母親が、優勝に喜び過ぎて女性だと発覚した有名な事件がある。母親は死罪を免れたが、倫理的な理由などではなく、その女性の父、兄弟、息子がすべて五輪勝者という「男性の栄誉」に配慮してのお目こぼしだった。

近代五輪を創始し、30年近くIOC会長を務めたクーベルタン男爵にしても、女性が汗をかき勝利を争うのは不道德だという20世紀初頭の中産階級以上の社会通念を映し、1937年に没するまで女性の五輪参加に反対し続けた。「五輪の真の勇者は男性で、女性の役割は勝者に冠を捧げること」というのが、ジャーナリストでもあった男爵の主張だ。彼が推奨した唯一の女性に対する五輪メダルは、五輪に参加した6人の息子を産んだスウェーデン女性に対するものだった。

クーベルタンの会長任期が切れた直後の1928年アムステルダム五輪には、女子の陸上競技が初めて試験導入された。別途に女性のオリンピック大会を創始した女性活動家らの動きに背中を押されての実施だったが、ここでも著名な事件が起きる。しかも背景には、偏見が先行した五輪報道があった。

人見絹枝さんが銀メダルを獲得した陸上女子800メートル。英米での報道では、ゴール後半半数以上がバタバタと倒れて運ばれたとし、中長距離の五輪陸上競技の猛烈な負荷は、女性の体には重すぎるという議論が再燃した。実際に倒れたのは、故障を抱えていた1選手だけだったが、テレビのない時代、実際に競技シーンを見ずに伝聞で書いた記者も多かったことと、陸上競技が子供を産む能力に悪影響を与えるとされていた時代背景も手伝って、センセーショナルな「誤報」

が欧米を席卷した。このため800メートル実施は、以降1960年ローマ五輪まで、32年間凍結された。

女性への偏見や、社会風潮による五輪・スポーツ参加の弊害には、現在に続くテーマをも多く見つけることができる。例えば99年まで五輪で行われた女性に対する性別検査。調べるほど、女性選手にとっては屈辱的な経緯をたどって来たことが分かる。イスラム圏の女性の五輪参加。アジア圏の地域五輪に当たる2006年のドーハ・アジア大会では、イスラムの戒律下でスポーツに参加する女子選手を取材したが、ビーチバレーボールに出場したイラクの女子選手が、報復の標的になる危険があるので帰国したくないと漏らしていたのが印象に残った。さらに、IOCや国際競技連盟で、意思決定機関に座る女性の少なさ。IOCの大号令から10年以上経っても、依然平均10%に届くかどうかという数字が、スポーツが本質的にはいまだに「男性主導の世界」であることを物語る。

五輪に参加する女子選手数だけを見れば、2004年アテネ五輪で40%を初めて超え、さらに伸び続けている。プロ競技を除く五輪関連報道のみを見れば、女性選手の人気と存在価値は高い。米国テレビでの女子体操人気、日本での女子バレーやフィギュアスケート、女子柔道や卓球人気は、テレビによるアイドル的な盛り上げに支えられている感もあるが、その証左だ。メダルが期待される五輪女子選手はまた、テレビやスポンサー広告にも多く登場しており、マーケティング価値も高いと言える。

ただ、日本で人気が高く、従って活字メディアが紙面トップに据えるプロ競技は、野球、サッカー、大相撲と、依然男性中心だ。女子競技で大きな扱いとなり得るのは、先例の他では、ゴルフやテニスなど、国際的にも女子人気定着している個人競技に限られる。

メダルに届けば男女に関係なく大扱いできる特性がある五輪報道は、競技人気や報道の偏りの突破口になり得る可能性も秘める。そんな認識も持ちながら、現代のスポーツが内包する諸問題を、時代の偏見にとらわれずに切っていく視点が、我々報道に携わる者には求められているのだと思う。

スポーツ番組が語るもの／伝えられ方・視られ方

—ジェンダー／セクシュアリティ／マシーンの交叉点—

○阿部潔（関西学院大学社会学部）

キーワード：メディア表象、ジェンダー／セクシュアリティ、感動の物語、マシーンのような身体

メディアによる「視線／声」を介した社会表象

メディアは「社会」を映し出す。だがそれは、無色透明な媒体として現実社会を中立かつ客観的に模写＝コピーしているわけではない。メディアが特定の社会事象を取り上げ、それに意味付与する一連の実践(signifying practice)は、特定の視点／視座に基づき、特定の価値観を踏まえた語り(narrative)のもとで、社会を表象／代表(representation)することにほかならない。つまり当然ながら、メディアによる社会表象には何かしらの価値観やイデオロギーが明示的／暗示的に潜んでいるのだ。

メディアが描き出す「世界」には、現実社会の姿が反映している。と同時に、メディアによる表象を通じて社会のあるべき姿や望ましいあり方が、私たちに示されている。メディア表象と社会とのあいだには、この二重関係が見て取れる。この点を踏まえるならば、メディア表象に対する批判的分析とは、ともすると当たり前に受け止められているメディアを介して伝えられる「世界」に潜むポリティクスを見据えたうえで、それが具体的にどのような視線＝眼差しと声＝物語によって築き上げられているかを、仔細に読み解く試みであると言える。

スポーツする「女性」のメディア表象

メディアが描き出す「世界」において、スポーツは重要な位置を占めている。その理由は、スポーツ関連番組（中継／ドキュメンタリー／バラエティ）は高視聴率が期待できるコンテンツとみなされているからだ。そうしたなか、スポーツ関連番組において「女性」も積極的に取り上げられている。人気の女性スポーツ選手の姿をテレビに代表されるメディアを介して目にすることは、今日ではごく当たり前のことと化している。

だがここには、ジェンダー／セクシュアリティをめぐる幾つかの特徴が見て取れる。第一に、スポーツする女性アスリートは、その運動能力・技能においてだけではなく、外見・ルックスにおいてメディアの視線を集めがちである。つまり、見た目において「カワイイ」ことが、メディアの世界において女性アスリートがもてはやされる条件になっているのだ。こうした傾

向には、女性アスリートたちの躍動する「スポーツする身体(sporting body)」が、既存のジェンダー規範に照らして「望ましい」ものであることが、メディア側から期待されている様が見て取れる。女性アスリートは競技能力において優れているだけではなく、「女性らしさ」においても「優れている＝カワイイ」ことが、メディアによって取り沙汰されるうえで必須の条件となっているように見受けられる。

メディアに潜む「男性の眼差し」

カワイイ女性アスリートがことさらに注目される近年の動向からは、女性アスリートに注がれる「メディアの眼差し」が、男性の眼差しにほかならないことが浮かび上がる。つまり、「男性」の視点から見て魅力的＝カワイイ／キレイであることによって、メディアを介して広く知られた女性アスリートたちは、その人気を誇っているのである。

ところで、人気の女性アスリートたちは、異性＝男性のみならず同性＝女性からも注目され支持を集めている。だがこのことは、女性アスリートに向けられるメディアの視線が「男性の眼差し」であることを否定するものではない。なぜなら、メディアに登場する魅力的でカワイイ女性アスリートに関心を向ける女性たちは、「同一化(identification)」の欲望をもってアスリートたちを眼差ししているからだ。要するに、メディアに潜む女性を対象化する(objectifying)男性の眼差しに映る「魅力的な女性像」を内面化したうえで、その視座に照らして「カワイイ」ともてはやされる女性アスリートたちに自らを重ね合わせる＝同一化することに、女性ファン／視聴者は喜びを感じているに違いない（もちろん、女性アスリートに注がれる実際の女性の眼差しはより多元的なものである）。

「ホモソーシャルな女性たち」の不在

第二に指摘できるのは、男性アスリートのメディア表象と比較した際に、女性アスリートの表象においては「ホモソーシャルな絆」がメディアによって描かれる／物語られることが極めて少ない点である。男性アスリートたちの魅力は、個々人の魅力（競技能力にお

ける凄さ／見た目のカッコよさ) と同時に、ともに戦う／競い合う仲間＝ライバルたちの深い結び付き＝「男同士の絆」として描き出されてきた。つまり、スポーツする男性アスリートは、常にすでに「男たち」の社会的／精神的な結び付き＝ホモソーシャルな関係性において、魅力的なもの／素晴らしいものとして称賛されてきたのである。

このように「男同士の絆」がスポーツする男性のメディア表象において重要な位置を占めているのとは対照的に、スポーツする女性たちは「女同士の絆」において描かれる／物語られることが、極めて少ない。もちろん、実際のスポーツの現場においては、厳しい練習をともにこなし、困難な試合に立ち向かうことを通して築き上げられる「女同士の絆」は存在している。しかしながら、「女性」を担い手としたホモソーシャルな関係性がスポーツにおける美徳や価値として称賛されることは、現在のメディア表象を見る限り極めて少ない。その代わりに、スポーツする女性に関して精神面や社会関係が語られる際には、「家族との関係」がときとして中心的な位置を占める。例えば、スポーツドキュメンタリーにおいて、両親の理解と励ましに支えられてスランプを克服した女性マラソンランナーの姿が紹介される。インタビューを交えながら夫＝コーチである男性との「二人三脚」で栄光を目指してトレーニングに励む女性アスリートが映し出される。これらの事例を「家族との関係」における女性アスリートの表象の典型として挙げるができる。

このように男性アスリートの表象のされ方と比較することによって、女性アスリートのメディア表象においては、不思議なまでにホモソーシャルな関係／絆が不在であることが確認できる。

「マシンのような身体」とジェンダー／セクシュアリティ表象

ところで、生理学・スポーツ科学における最新の成果を応用したスポーツ・トレーニング／テクノロジーの現状を見れば明らかなように、今日では「スポーツする身体」はあたかも高性能のマシンのような様相を呈している。その結果、メディアが伝えるトップアスリートたちの「スポーツする身体」は、従来から素朴に想定されてきた「健全な精神」と「健全な肉体」との理念的な結び付きを、現実次元において易々と失効させるインパクトを持つものとして、私たちの目の前に立ち現われつつある。

これまでスポーツドキュメンタリーの語りは、アスリートの身体／技能が引き起す「衝撃」を、人間味あふれる「感動の物語」のもとで表象することを繰り返

し試みてきた。だがそこでは、スポーツする身体が醸し出す「凄さ」が、必ずしも的確に捉えられていない。別の言葉でいえば、トップアスリートをめぐるメディアの語りは、相も変わらず個人／家族／友情を軸としたヒューマンドキュメンタリーの文法の域を出ることがないのだ。

それとは対照的に、スポーツにおける「身体」の驚異に照準した科学系のドキュメンタリー番組では、これまでとは異なる視線／声のもとでアスリートの「スポーツする身体＝マシンのようなカラダ」の凄さ＝衝撃に迫ろうとする試みがなされている（例えば、2008年放送 NHK スペシャル『ミラクルボディー』シリーズ）。

そこでは、スポーツ選手個人にまつわる内面性や精神論を感動的に語るのではなく、身体＝ボディに関する徹底した科学的観点から、アスリートの「スポーツする身体」が現在では「高性能なマシン」と化している様が、最新技術を駆使して撮られた映像を交えて生き生きと描き出されている。そこには、従来の「人間主義的」なスポーツドキュメンタリーとは異なる新たなメディア表象の可能性が見て取れる。

しかしながら、「マシンのような身体」としてアスリートを描き出す近年のメディア表象のなかにも、ジェンダー／セクシュアリティをめぐる特定の眼差しと物語が潜んでいるように思われる。不思議なことに、常人の想像を超えた高度なレベルにおいて、最新の科学的知識とトレーニング技法に支えられて生み出される「ミラクルボディー」の衝撃がメディアのなかで表象／代表されるとき、その「身体＝ボディ」の主体は「男性アスリート」として描かれる傾向がきわめて強い。そして、男性アスリートたちのマシンのような身体は、超人的に鍛え抜かれた「魅力的な身体」として視るものたちに伝えられる（「マシンのようなカラダ」のメディア表象に関しては、ジェンダー／セクシュアリティと並んで「人種」／エスニシティの観点からの分析が不可欠であるが、ここでは触れない）。

これまでの「感動の物語」に潜む固定化された一元的なジェンダー／セクシュアリティを暴き出し、より多様で解放的な「スポーツする身体」の表象可能性を模索すること。それこそが、スポーツ番組を批判的に読み解くうえで何よりも必要なことである。

文献

- 阿部潔 [2008] 『スポーツの魅惑とメディアの誘惑』世界思想社（近刊）
 ホール、A. [2001] 『フェミニズム・スポーツ・身体』飯田貴子・吉川康夫監訳、世界思想社

登壇者プロフィール

阿部潔（あべ・きよし）関西学院大学社会学部教授 博士（社会学）

東京大学大学院社会学研究博士課程単位取得退学

東京大学社会情報研究所助手、関西大学総合情報学部専任講師、関西学院大学社会学部助教授を経て現職

1998年4月から一年間、British Council Fellowshipを得てロンドン大学ゴールドスミス校に客員研究員として滞在

専門分野：社会学、メディア／コミュニケーション論

著書：『公共圏とコミュニケーション』ミネルヴァ書房（1998）、『日常のなかのコミュニケーション』北樹出版（2000）『彷徨えるナショナリズム』世界思想社（2001）、『メディア文化を読み解く技法』[編著]世界思想社（2004）、『空間管理社会』[編著]新曜社（2006）

研究関心：現代社会において発揮される社会・文化次元における権力の問題を、メディア文化との関連で探究することが主たる研究テーマ。メディアとスポーツ／身体／ジェンダーの関係についても、そこにどのような表象めぐる闘争＝ポリティクスが潜んでいるかを、これまで一貫して考え続けてきた。

左近允輝一（さこんじゅう・てるかず）帝京大学経済学部准教授

早稲田大学政治経済学部経済学科卒、筑波大学大学院体育研究科修士課程修了

朝日新聞社入社、社会部、スポーツ部、総合研究センターなどを経て2005年定年退職。同年から帝京大学勤務、駅伝競走部長

専門分野：スポーツジャーナリズム論、メディアスポーツ論

最近の論文：「メディアスポーツの生産過程メカニズム分析」（2004年、筑波大学大学院修士論文）「スポーツ報道と新聞広告の新しい関係」（2007年、帝京大学経済学研究）「ジュニアスポーツ選手と大学進学—特待生問題を中心として」（体育の科学2007年10月号）

結城和香子（ゆうき・わかこ）読売新聞東京本社運動部次長

東京大学文学部英語英米文学専修課程修了

読売新聞社入社、運動部配属、97年シドニー支局長、01年ロンドン支局（欧州総局）員、03年アテネ支局長、2005年帰国、運動部次長

運動部記者として、1994年リレハンメル冬季五輪から2006年トリノ冬季五輪までの夏冬7大会を取材。うち2000年シドニー、2004年アテネ五輪は、特派員として五輪の準備状況を現地から報道した。また、この間約14年間にわたり、国際オリンピック委員会（IOC）とドーピング問題の取材を担当。アテネ支局時代、オリンピックの歴史的転機を掘り下げた長期連載『オリンピック物語』を担当、その後本として出版した（中公新書ラクレ）。

コーディネータープロフィール

飯田貴子（いいだ・たかこ）帝塚山学院大学人間文化学部教授 博士（文化政策学）

専門分野：スポーツ社会学、スポーツ・ジェンダー学

主な著書：『フェミニズム・スポーツ・身体』[監訳]世界思想社（2000）、『現代メディアスポーツ論』[共著]世界思想社（2002）、『スポーツ・ジェンダー学への招待』[編著]明石出版（2004）

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会 会長、Women Sport International Advisory Board Member、日本スポーツ社会学会理事ほか

ワークショップ：テーマ A スポーツ報道とメディア・リテラシー

—北京五輪に向けての提言—

企画担当・話題提供者 登丸あすか (立命館大学)、コメンテーター 山口理恵子 (城西大学)

(文責：登丸あすか)

キーワード：スポーツ報道とジェンダー、メディア・リテラシー、オリンピック

ワークショップのねらい

本ワークショップは、今年8月に開催される北京オリンピックを見据えて、参加者とともにメディア・リテラシーのアプローチから、とりわけジェンダー視点を重視して、過去のオリンピック報道の分析を行う。さらにその分析結果を踏まえて、参加者と望ましいスポーツ報道とはどのようなものかを議論し、北京五輪に向けてのメディア報道に対する提言を作成しようと試みる。

はじめに—メディア社会とスポーツ—

現在は、テレビや新聞、ラジオ、雑誌、インターネット等の多様なメディアが私たちの日常生活に深く浸透しているメディア社会である。メディア社会を生きる私たちにとってスポーツとは、自分が実際に参加して楽しむものであると同時に、メディアを通して体験するものでもある。とりわけ、オリンピックやワールドカップのような世界的規模の大会では、実際に参加したり観戦したりする人よりもメディアを通して経験するの方が圧倒的に多い。メディアはスポーツの迫力や魅力、楽しさを多くの人に伝えることができ、私たちは日常的にメディアを通してスポーツを楽しむことができる。また、メディアに登場するトップアスリートの競技を見て感動し、同じように活躍したい、一流の選手になりたいと考える子どもや若い人たちもいるだろう。私たちはメディアを通してスポーツを経験しているが、その経験を通して、メディアは私たちにスポーツとは何か、ジェンダーや身体についてどう捉えるべきかを語りかけているのである。

メディアのなかのスポーツとジェンダー

ジェンダー視点からスポーツ番組を分析した先行研究では、ニュース番組等で取り上げられる女性の割合の低さが明らかにされ、ジェンダーのバランスを欠いた報道の問題が指摘されている（例えば Wayne Wilson & The Amateur Athletic Foundation of Los Angeles eds., 2000）。日本のニュース番組やスポーツ番組においても、野球やサッカー等、男性のプロスポーツ選手が日常的に数多く登場する。また、頻度が低

いながらも登場する女性選手は、競技の様相や結果だけでなく、アイドル化されたり、「美女」としても紹介されたりする。つまり、メディアに登場する女性スポーツ選手の割合は低いにもかかわらず、登場する際には「女性らしさ」を強調した形で提示されているのである。

こうしたスポーツ選手の取り上げられ方やスポーツの報道のされ方は、実際のスポーツ選手やスポーツの現状をありのままに映し出しているわけではない。メディアは特定の選手の行動や発言の一部を選び出して構成し提示しているのである。これは事実を伝える役割を担うニュース報道についても当てはまる。取り上げられるスポーツの種類や登場人物、専門家の意見、レポーターによるコメント、ハイライトとして示す競技場面等は、メディアによる数多くの選択を経たものであり、構成された「スポーツ」である。マスターマンによれば「メディアはシンボリックな記号システムであり、それは能動的に読み解く必要があるもので、外在する現実に対する問題のない自明の反映などではない」(Masterman, 1995)。メディアが提示するスポーツ報道もまた、私たちオーディエンスが積極的に読み解いていくべきものなのである。メディアが大きな影響力をもつメディア社会において、メディアに対する積極的な態度はますます求められており、メディアを社会的文脈でクリティカルに読み解く能力としてメディア・リテラシーの必要性が提起されている。

メディア・リテラシーとは

メディア・リテラシーでは、以下の8つを基本概念として提示し、これらの概念をツールとして用いながら、メディア分析を行う（鈴木、2001: 103）。

<メディア・リテラシーの基本概念(Key Concept)>

- KC.1 メディアはすべて構成されている。
- KC.2 メディアは「現実」を構成する。
- KC.3 オーディエンスがメディアを解釈し、意味をつくりだす。
- KC.4 メディアは商業的意味をもつ。
- KC.5 メディアはものの考え方(イデオロギー)や

価値観を伝えている。

KC.6 メディアは社会的、政治的意味をもつ。

KC.7 メディアは独自の様式、芸術性、技法、きまり／約束事をもつ。

KC.8 クリティカルにメディアを読むことは、創造性を高め、多様な形態でコミュニケーションをつくりだすことへとつながる。

メディアが提示するスポーツのあり方は単に制作者の考え方や意図が意識的あるいは無意識的に反映されるだけでない。スポーツ報道にみる女性スポーツ選手の割合の低さや登場の仕方は、ニュース報道やスポーツ番組のエンターテインメント化、広告主や企業とのスポンサー契約、高額なオリンピックの放映権料、視聴率の獲得、スポーツ界の思惑等、さまざまな要素が複雑に絡み合った結果であると考えられる。メディア・リテラシーは、これらの多様な要素を視野に入れながら、①メディアテキスト、②オーディエンス、③メディアの生産・制作という3者の関係性をオーディエンスの側から積極的に読み解くための取り組みである。

メディアのガイドライン

一方、メディア側である放送局は、メディアの内容に対する自らの責任を示すために、放送の理念や基準を記したガイドラインをもつ。例えば、日本放送協会番組基準や日本民間放送連盟放送基準ⁱ、日本民間放送連盟放送倫理基本綱領ⁱⁱなど、メディア倫理に関わる放送基準や綱領はホームページ上で公開されている。これらの基準や綱領をみると、メディアは民主主義の精神を重んじ、人権を尊重し、性別による差別をしないことが明言されており、改めてメディアの役割を確認することができる。しかし、「性別による差別をしない」という文言だけでは、メディアのどのような表現が差別につながるのか、またはつながらないのかを判断することが難しい。メディアが積極的にその責任を果たそうとすれば、より詳細なガイドラインの提示が必要となるだろう。他方、カナダのテレビ局・CBCのガイドライン *Journalistic Standards and Practices*^{iv} を参照すると、ジェンダーに関するより具体的な放送基準が提示されている。これらのガイドラインを日本のものと比較検討することで、日本のメディアの役割とは何かを改めて問い直すことができる。

望ましいスポーツ報道とは

では、メディアのガイドラインも考慮に入れた上で、果たしてスポーツ報道はどうあるべきだろうか。ただし、これらのガイドラインはメディアの内容を検討す

る際の一つの指標にはなるものの、メディアの内容はガイドラインによってのみ決定されるのではない。前述したような広告主やテレビ局との関係、視聴率の獲得など、メディアの生産・制作に関わる他の多くの要素も関係している。

本ワークショップでは、メディア・リテラシーのアプローチを用いて、これら多様な要素を視野に入れながら過去のオリンピック報道を分析する。その結果から、ジェンダー視点を反映したスポーツ報道とはどのようなものかを参加者とともに議論したい。また、人権を尊重し、平和な社会の推進というオリンピックの目的も考慮に入れ、メディアとオリンピックの関係についても改めて考えてみたい。

メディア・リテラシーでは、メディアに対するオーディエンスの積極的な姿勢を重視している。それはメディアを読むときだけでなく、メディア社会に対するアクションという形でも必要とされている。オーディエンスの意見をまとめた提言づくりは、オーディエンスからメディアへの働きかけ、つまりメディアを変革していくための試みの一つとして重要であると言えるだろう。ワークショップという限られた時間の中での挑戦ではあるが、参加者の意見を北京オリンピックに向けての提言という形でまとめたいと考えている。

引用・参考文献

- Masterman, L. (1995), *Media Education: Eighteen Basic Principles*, *MEDIA CY*, vol.17, No.3, Association for Media Literacy. (=宮崎寿子、鈴木みどり訳、鈴木みどり編(2004)『新版 Study Guide メディア・リテラシー入門編』リベルタ出版.)
- 鈴木みどり編 (2001)、*メディア・リテラシーの現在と未来*、世界思想社。
- Wayne Wilson & The Amateur Athletic Foundation of Los Angeles eds. (2000), *Gender in Televised Sports: 1989, 1993 and 1999*, Los Angeles, CA: The Amateur Athletic Foundation of Los Angeles.

ⁱ 日本放送協会 番組基準

<http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/kijun/index.htm>

ⁱⁱ 日本民間放送連盟 放送基準

<http://nab.or.jp/index.php>

ⁱⁱⁱ 日本民間放送連盟 放送倫理基本綱領

<http://nab.or.jp/index.php>

^{iv} *Journalistic Standards and Practices APPENDIX B - RELATED CBC POLICIES*

<http://cbc.radio-canada.ca/accountability/journalistic/sexrole.shtml#46>

ワークショップ：テーマB 体育・スポーツと性的マイノリティ

WS-I 当事者の提言に基づき性的マイノリティの人権を考える

WS-II 性にかかわる教育活動の実践に手がかりを探る

WS-I 話題提供者 尾辻かな子（元大阪府議会議員）、建石真公子（法政大学） 司会 来田享子（中京大学）

WS-II 話題提供者 小田切孝子（PLHNET 代表）、来田享子（中京大学） 司会 建石真公子（法政大学）

（文責：建石真公子・来田享子）

キーワード：性的マイノリティ、スポーツ権、オリンピック、スポーツ・フォー・オール、教育、同性愛、
性同一性障害

はじめに

クーベルタンを生みの親とするオリンピックの理念（オリンピック）は、「肉体と意志と知性の資質を高揚させ、均衡のとれた全人」をめざすところにあった（参考文献1. 田原、p.248）。この理念を実現すべく行われている活動がオリンピック・ムーブメントであり、このムーブメントを明文化した「オリンピック憲章」の「根本原則」には、オリンピックの目的を人間の尊厳保持や平和な社会の推進におくとともに、「スポーツを行うことは人権の一つである。各個人はスポーツを行う機会を与えられなければならない」とし、さらに、「人種、宗教、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリンピック・ムーブメントに属することとは相容れない」として、いっさいの差別禁止が定められている。また、その原則に基づき、憲章第1章2の「IOCの使命と役割」の12では、「スポーツ・フォー・オールの発展」奨励、支援が規定されている。

こうしたオリンピックの基本原則の成熟は、特に欧州では、近代スポーツの進展と歩みを一にしている。他方、日本においては、国家的に、すなわち学校教育における課外活動として近代スポーツを導入し、オリンピック大会をはじめとする国際的な競技会に参加するようになった明治期以来、オリンピックについて十分に意識されてきたとはいえない。

身体やそれが発揮する能力による差別、「国家が必要とする」体力や健康の増進政策、「強制された自発性」による身体活動を通じての「ナショナリズムの浸透」との親和性がないとはいえなかった近代スポーツの歩みは、オリンピックという理念と真っ向から対立する要素を含んでいるといえる。その意味で、日本におけるスポーツのあり方を、オリンピックの観点から考察する意義があるのではないだろうか。

一方、人権という観点からは、スポーツ・フォー・オールは、いかなる人もスポーツを行う機会を奪われないこととスポーツにおける差別の禁止を内容とする。

したがって、様々な理由からスポーツを行う機会を奪われている人、およびスポーツにおいて差別されている人に対して、IOCに加盟する国や地域は、オリンピック憲章の下で、それらの障害を除去する義務を負うと考えられる。オリンピックにおいては、当初参加資格のなかった女性に参加の権利を認め（参考文献1. 来田、p.45）、人種差別的除去をめざし、障害者のためのパラリンピックの開催を支援するといった、「全ての人」が「差別なく」参加しう方向へと徐々に努力がなされてきている。その延長として、近年、新たに可視化されつつある問題として、「性的マイノリティ」に対する参加の権利の確保と、差別の禁止という課題がある。

本ワークショップ（以下、WS）では、上述のような、オリンピック及び人権の保護という問題視角から、スポーツ・フォー・オールの実現に向け、欧州等で近年着目されている「性的マイノリティとスポーツ」の問題に光をあてる。なぜスポーツにおいて性的マイノリティの権利が問題となるのか、具体的にどのような政策の提言が必要か、スポーツの目指すものと性的マイノリティの権利の保障とはどのような関係があるのか、等について、日本における同様の問題への対処を含め、身近なところから問題を共有し、考察を深めることを目的とする。

WSにおける「性的マイノリティ」の定義

「性的マイノリティ」の定義は多様であり、究極的には人間のセクシュアリティが言語や環境等によって影響を受けるグラデーションとしての存在、と捉えるならば、均一の一枚岩のようなセクシュアリティは存在しないことになるが、今回のWSでは、従来、オリンピック大会でも検討対象となり、あるいは問題となってきた、同性愛者と性同一性障害者（以下、TS）を取り上げて考察する。

性的マイノリティの権利に関する概観

性的マイノリティの権利は、ヨーロッパでは、まず一般的な「人」としての権利の保障が進むなかで、ス

スポーツなどの個別領域での権利保障が検討され始めるという道筋をたどってきている。性的マイノリティが最初に人権問題として顕現するのは、TS に関してである。ヨーロッパでは1960年代からTSに対する医学的治療が開始され、1970年代には戸籍変更などの法的保障が実現している。日本ではTSの合法的な治療が開始されたのが1998年、法的保障は2003年からで、ヨーロッパと比較して約30年の遅れがある。同性愛者に関しては、ヨーロッパでは、まず非犯罪化(1980年代)、差別禁止、平等、同性パートナー制度、婚姻制度、という順で権利保障が実現してきている。他方、日本では、同性愛は犯罪ではないが、現在でも、差別禁止法や同性愛者の権利を保障した法制度は存在しない。同性パートナー制度や婚姻制度については、法的議論の諸にもついていない状況といえる。

WS-Iの概要

WS-1(学会大会2日目午前)では、身近なスポーツ実践の中で、性的マイノリティの権利を保障するとはどのようなことなのか、具体的な問題状況の把握を基にして、現在のヨーロッパと日本における法的状況を検討し、将来に向けた提言を考えることを目的とする。

第1報告者の尾辻かな子氏は、元大阪府議会議員であり、著書『カミングアウト』において同性愛者であることを明らかにした上で、政策の上でマイノリティの権利の保護に尽力されていた。また空手のジュニア・チャンピオンとしての経歴をお持ちであり、現在もテコンドーの普及活動をされている。「スポーツにおける性的マイノリティの権利」に関して、体験をも踏まえ、報告していただく。

第2報告者の建石真公子(筆者1)は、性的マイノリティの権利に関して、まず、ヨーロッパにおける権利保障の現状、次に、ヨーロッパ審議会、及びEUにおけるスポーツにおける同性愛者に対する差別禁止政策、それを踏まえたフランスの差別禁止法案について検討した後、日本における性的マイノリティの権利について考察する。この報告は、スポーツにおける性的マイノリティの権利を考えるための前提となる権利の概念やそれにもとづく政策や法についての現状把握、ひいては「人権とセクシュアリティ」について考察を深めることをめざしている。

WS-IIの概要

WS-II(学会大会2日目午後)では、「性的マイノリティ」に関する学校および社会での教育活動から、身体を含めた「自己および他者への理解」を通じ、性的マイノリティの権利を保障し、より良いスポーツ・フォー・オールの実現に向けた個人の具体的実践の在り方を模索することを目的とする。

第1報告者の小田切孝子氏は、PLHNET(プラネット、HIVとともに生きる会)代表として、学校や社会での教育・啓発活動に携わってこられた。プラネットは、1992年「薬害エイズ」訴訟大阪原告団の第2代目団長であった石田吉明さんから立ち上げたエイズ啓発活動団体。性的マイノリティの存在と重なり合いながら、身体に関わる差別を受ける人々の人権保障を目指し、多様な経験を積まれてきた。そのような教育的実践を踏まえ、報告をお願いする。

第2報告者の來田享子(筆者2)は、2000年アテネ五輪の前に、IOCにより一定の条件下で性別変更後の性別でオリンピック大会に出場することが認められた事例等をあげながら、オリンピズムにもとづく性的マイノリティの権利保障の近年の現状について紹介する。また、冒頭で述べたような近代スポーツを通じた教育的理念としての「オリンピズム」が、日本の保健体育科教育では必ずしも重要な内容として扱われていない現状を踏まえつつ、オリンピック・ムーブメントにおいて実践されている「オリンピック教育」についても触れ、WS-IIの目的に資する話題提供を行う。

WSI-IIを通じての課題

本WSでは、ジェンダー問題の認識の一つの課題である、ジェンダーとセクシュアリティという大きなテーマの枠の中で、「性的マイノリティとスポーツ」を問題としてとりあげる。午前・午後の両方のWSを通じて、スポーツにおけるマイノリティの権利の問題が日本において深められることを課題としているが、ひいては、19世紀末から概念としては存在したスポーツ・フォー・オールの意味が、今日の社会状況を反映し、あるいは先取りをして、広がり、深化するための考察の糸口が見いだせることを願うものである。

参考文献

1. 飯田貴子、井谷恵子編著『スポーツとジェンダー学への招待』(明石書店)、2. 建石真公子①「家族法制と変容と憲法」、『改憲・改革と法』(日本評論社)、②「性と人権 性転換とはどのような人権か」法学セミナー525号、22頁、③建石(訳)「資料 ヨーロッパにおける同性愛嫌悪に関するEU議会決議」性とセクシュアリティ2号、④「性転換と私生活の権利—Chirtine Goodwin 判決」戸波江二他編著『ヨーロッパ人権裁判所判例集』(信山社、近刊)、3. 來田享子①「近年のハイパフォーマンス・スポーツ界における性差認識の変化—性別確認検査の廃止とIOCによる性別変更選手の参加承認を事例として—」ジェンダー研究第8号:29-44、②來田(訳)「欧州評議会議員会議報告書 Doc.9988 スポーツにおける同性愛者」(JSSGS2007年度春季研究交流会資料)

○ワークショップ テーマA

登丸あすか（とまる・あすか）立命館大学非常勤講師

立命館大学大学院社会学研究科（応用社会学専攻）修了 博士（社会学）

専門分野：メディア・リテラシー、メディアとジェンダー

主な著書：『新版Study Guide メディア・リテラシー入門編』 [共著] リベルタ出版（2004）ほか

山口理恵子（やまぐち・りえこ）城西大学経営学部助教授

筑波大学大学院修士課程体育研究科（スポーツ心理学専攻）修了、城西国際大学大学院博士後期課程人文科学研究科（比較ジェンダー論専攻）単位修得満期退学 博士（比較文化）

専門分野：スポーツ・ジェンダー論、フェミニストカウンセリングほか

主な著書：『女性アスリート・コーチングブック』 [共著] 大月書店（2004）ほか

○ワークショップ テーマB

小田切孝子（おたぎり・たかこ）PLHNET（HIVとともに生きる会）代表

京都教育大学非常勤講師、“人間と性”教育研究協議会会員、元同志社女子中・高等学校教員
1994年横浜エイズ国際会議参加

HIV・AIDSとの共生をめざす京都国際会議参加

アジア性教育学会には、第1回（2000年・北京）より毎回参加

主な著書：『性をしなやかに』かもがわ出版（1992）『エイズ予防から共生へ』かもがわ出版（1994）『高校生の性』東山書房（1997）『共生・人権をめざすエイズ学習』 [共著] あゆみ出版（1996）『性・話し合ってみませんか』新日本婦人の会（2006）ほか

尾辻かな子（おつじ・かなこ）前大阪府議会議員

2003年統一地方選挙で立候補し、大阪府議会議員に当時最年少で初当選。公文書からの不要な性別記載欄の削除を求める活動の支援、防災に女性の視点を入れるよう議会委員会で提案するなど議員として活動。2005年には同性愛者であることを公表。日本初の同性愛者の議員のカミングアウトとして報道される。都道府県では初の公社住宅へのハウスシェアリング制度の導入に貢献。スポーツでは、空手道インターハイ個人組手準優勝、アジアJr.空手道大会（組手m17歳の部）優勝の経歴をもつ。

建石真公子（たていし・ひろこ）法政大学法学部教授

東京都立大学社会科学部研究科博士課程満期退学

専門分野：憲法学、国際人権法学、ジェンダーと人権論

主な著書：『講座国際人権法I 国際人権法と憲法』 [共著] 信山社（2006）ほか

來田享子（らいた・きょうこ）中京大学体育学部教授

神戸大学大学院教育学研究科修士課程修了（教育学修士）、中京大学大学院体育学研究科博士後期課程修了 博士（体育学）

専門分野：体育・スポーツ史、スポーツとジェンダー

主な著書：『スポーツ・ジェンダー学への招待』 [共著] 明石書店（2004）『いま奏でよう、身体シンフォニー—身体知への哲学・歴史的アプローチ』 [共著] 叢文社（2007）

女性間の差異と公平性の確保

日・米・豪における女性プロサーファーの比較研究

○水野英莉 (岐阜医療科学大学)

キーワード：女性間の差異、サーフィン、キャリア、比較研究、日本・米国・豪州

1、研究の目的と背景

本報告の目的は、スポーツ達成における女性間の差異と、その差異を生み出す社会的要因について、日・米・豪でプロサーフィン選手として活躍する女性へのフィールドワークから得られたデータをもとに、批判的な検討を加えることにある。

女性間の差異 (difference among women) への関心は、1980年代後半、有色フェミニストたちによる、従来のフェミニズムの白人中産階級女性の経験を前提とした人種差別主義への批判からはじまった。女性の経験の差異、女性の多様性への注意が払われるようになり、とりわけ90年代以降のジェンダー・フェミニズム研究は、性差に加えて国籍・人種・階級など多様な要素を含める新たな段階に達している。すなわち「女性の経験」をつねに男性に対する被差別者の経験として集合的に捉えることができなくなってきたこと、女性のなかでも社会的資源を豊富に持てる者と持たざる者との間の格差は、グローバル化の中でますます力を増す先進国の経済力を背景に、無視できない大きくなりつつあることを意味している。現代のジェンダー関係は、男女間の差異、女性間の差異が複雑にからみあった権力関係として捉える必要がある。

このような視点にもとづき、現代のスポーツにおける女性間の差異とはどのようなものか、どの程度の差異であるのか、その結果を生み出す社会的要因(文化、政策、経済、制度など)とはどういったものかを明らかにするのが、本報告の目的である。すべての女性が、公平な環境の中でスポーツをする機会が保障されるために、生得的な要因で機会が限定されることはあってはならない。プロスポーツ選手という限定された地位の女性への調査であるが、彼女たちはスポーツをする女性全般の象徴的な存在でもあり、また女性がスポーツをする環境に対し広く影響を与える存在でもあるので、こうした調査が女性のスポーツへの参与、機会の増大につながるという認識のもと、今調査を行なっている。

2、方法

日本、米国、豪州において、プロサーファーとして活動する/活動する予定である女子選手と関係者、関

連組織に勤務する人々に対するインタビュー調査、参与観察調査、および資料収集を行なった。調査期間は、日本では継続的・断続的に1995年から各地において、米国は2003年、2005年、2007年、豪州は2001年、2007年で、いずれも現地調査を行なった。これらのデータを利用し、女性間の差異とその差異を生み出すいくつかの社会的要因を析出した。

なお、女性間の差異の問題を扱うにあたり、サーフィンという種目を選択した理由は、第一に、研究蓄積の少なさからである。研究蓄積の少なさは、格差についての認識が低いこと、また格差が放置され、公平性が確保されにくいことを示唆する。特にサーフィンのように80年代から90年代にかけて女性の参加が急増したエクストリーム系スポーツは、わが国では研究の対象とされることが少なく、ジェンダーの視点が入り込められていることはほとんどない。にもかかわらず、こうしたタイプのスポーツは、若者が中心的な愛好者で、少なくともサーフィンは非常に性差別的な志向性を持っている。こうした場では女性が分断され、少ない資源をめぐる女性が対立、格差も大きく停滞しがちである。サーフィンを選択した理由の第二は、競技達成の内容について女性間に差異がはっきりと認められる種目であるという点にある。差異が明確で、かつGDPなどは同程度である国で行なわれている種目であると、女性間の差異について比較するのが容易になることを期待した。

3、結果・考察

分析を通じて最も印象に残ったのは、世界大会の上位を男女とも半数以上占める、豪州の一人勝ちとも言える状況である。その背景には、成功を支えるシステムティックな組織運営、選手育成プログラム、スポーツに投資する国の政策や社会制度など、多数の要因が複合的に関わっていた。他方、選手や関係者などへのインタビューやメディアなどの現場では、日本と海外選手とのあいだの格差を個々の努力の不足に帰属する言説もしばしば見受けられた。が、それだけではあまりに過酷な方策に思える。日本に有効な組織運営のありかたを提案するなど、社会的な視点から検討した。

ジェンダー二元論を超えて

性的マイノリティに関する医学言説と性別確認検査、トランスセクシュアル・ポリシー

○井谷 聡子 (オハイオ州立大学大学院)

キーワード：医学言説、性的マイノリティ、性別確認検査、トランスセクシュアル・ポリシー

フェミニスト・スポーツ学研究が示してきたように、スポーツと家父長制、ジェンダー二元論は切り離せない関係にある。家父長制を正当化し自然化するためにはジェンダーの二元性が不可欠であり、国際オリンピック委員会（IOC）による性別確認検査とトランスセクシュアル・ポリシーはそのスポーツの性質の象徴といえる。本研究の目的は、性的マイノリティへの暴力とも言えるこの2つのポリシーが専門家（主に医療関係者と生物学者）によってどのように議論され、正当化されてきたのか、その言説を探ることである。

本研究では大きくわけて3種類の文献を分析した。1つ目は、医学関係のジャーナルに掲載された性別確認検査とトランスセクシュアル・ポリシーに関する論文で、直接IOC医学委員会のメンバーによって書かれたものと、それらの論文の中で頻繁に引用された論文である。これらは、2つのポリシーが作成、または廃止されるにあたりどのような議論があったのか理解するのに非常に有用である。2つ目は、19世紀後半以降に書かれたインターセックスとトランスセクシュアルに関する医学文献である。これらの文献を通して西洋社会がインターセックスとトランスセクシュアルをどのように理解し扱ってきたのか、またジェンダー・ニュートラルな身体と精神に対する社会の態度がどのように科学的、医学的研究と干渉に反映されてきたのかを探る。3つ目のグループは、インターセックスとトランスジェンダーに関するエスノグラフィである。特に1990年代以降、トランスジェンダー運動に押される形でトランスジェンダー学が盛んになり、トランスジェンダーの歴史や比較文化研究が多く見られるようになった。これらの文献は、トランスジェンダー、インターセックスが世界の様々な社会、または歴史上のある時期において「障害」ではなく、「普通・自然」なものとして存在してきたことを示している。

トランスジェンダー、インターセックスに関するエスノグラフィから明らかになったのは、二元的ジェンダーは普遍的なものではなく、歴史の中で家父長制を正当化するために生み出された「神話」であり、ジェンダー・ニュートラルな身体（インターセックス）と精神（トランスジェンダー）が、その神話を正当化す

る上での障害となったため、排除の対象となったこと、また宗教、科学、そして医学がその排除を正当化する根拠となってきた歴史である。

特に19世紀以降、科学と医学が社会的影響力と権威を増すにつれ、それらはジェンダー・ニュートラルな身体、精神を「障害、病理」として定義するようになる。20世紀半ばには、医療技術の進歩がインターセックスの身体を男女のどちらかに「修正」することが可能なレベルに達し、それによって医学は社会から表面上インターセックスを消し去ることに成功した。そのためインターセックスである選手自身それを知らずに育ち（大会関係者は言うまでもなく）、国際スポーツ大会での性別確認検査で突然「女性ではない」という通告を受けるという状況を生み出した。

またインターセックスと同様に、かつては自然の一部として、または崇拜の対象として存在したトランスジェンダー・トランスセクシュアルも、19世紀後半に「性同一性障害」という名の「病理」に変わり、それによって「治療」を終えた選手、すなわちトランスセクシュアル・ポリシーに書かれた条件を満たす選手のみが出場を許可されるという状況が生み出された。

このように、本研究から明らかになったのは、ジェンダー・ニュートラルな身体と精神に関する科学、医学言説とIOCによる性別確認検査、トランスセクシュアル・ポリシーの間には密接な関係があり、両者ともジェンダーの二元性を保持、さらに強化する役割を果たしてきたということである。また本研究を締めくくるにあたり、これらの性的マイノリティの差別と排除という問題を克服するためには、スポーツ界がどのように変わっていく必要があるのか、その将来の方向性についての提案を行う。

学校スポーツにおけるジェンダーと人格概念

—課外活動の教育社会学的分析—

○かどや・ひでのり（津山工業高等専門学校一般科）

キーワード：課外活動、人格、人間性、教育実践、アカウンタビリティ

1. 問題の所在

学校教育の一環としておこなわれているスポーツとそのための組織が、ジェンダー秩序を再生産するための場・装置として機能していること、ジェンダー化というかくれたカリキュラムの存在が指摘されてからひさしい。たとえば、「学校において最も重要な活動の一つである体育／スポーツ活動は、きわめて男性化された活動であると同時に、男性支配を正当化する巧妙な装置である」（多賀 2006:37）ことは、すくなくともジェンダー学や教育社会学研究者のあいだでは定着した知見の一つといてよいであろう。しかし、そのような批判の存在にもかかわらず、現在の学校スポーツのありようが、そのジェンダー秩序再生産機能に関して、根本的な変化をみせるきざしはないようにおもわれる（この点は、教科教育でみられる脱ジェンダー化の傾向とは対照的であろう）。本報告は、学校スポーツがもつジェンダー化機能の「強固さ」をとりくむべき課題としてとらえ、その背景の一端を、とくに課外活動に焦点をあてて説明することを目的としている。

2. 「課外活動」という教育実践

学校における課外活動は、学校でおこなわれる教育実践全体のなかで特異な位置をしめている。特徴をあげれば、①課外活動は、カリキュラム外におかれた非正規的教育活動であること、②卒業・修了要件にかかわらない非正規の活動であるにもかかわらず、教育行政・一部の教員によって重視されていること、③教員の正規の勤務内容ではないとされているにもかかわらず、実質的に教員にその「指導」が強制されており、人事評価にももちいられていることなどを挙げできる。こうした課外活動という教育実践の目的として、つねに言及される唯一のものが「人格の涵養・人間性の向上」である。「人格」「人間性」といった抽象的であまいなものありかたを変化させることが個別的・具体的な教育実践の目標とされることによって、実践の内容に教育上の責任（説明責任）をもつはずの教員・学校組織は、その内容の正当性について、とわれることはありえなくなっている。「人格」「人間性」が変化する教育上のメカニズムを提示することは實際上、不

可能といえるし、かりに提示されたとしても、被教育者の「人格」「人間性」に「のぞましい変化」が課外活動の教育実践の結果として生じたのかどうかを、客観的にはかることは原理的におこないえない。そのため、課外活動、なかでもスポーツは「人間性の向上」に有益である、という反証不能な言説だけがかかづけられ、教育実践としての内容はブラックボックス化されている。こうした課外活動という教育実践がもつ特徴は、その内容をきわめて恣意的なものとするのをゆるし、教員が教育実践上の説明責任からのがれることを可能にしているのである。この性質は、とくにスポーツに顕著である。スポーツ以外のいわゆる「文化系」の課外活動は、正規の教科教育と直接的な関連をもち、教育実践の質的評価が容易なことがおおいためである。その点、「保健体育」の一部が肥大化した形の課外活動におけるスポーツはきわめて特殊といえる（同時に「体育」という教科は課外活動におけるスポーツのブラックボックス的性格を共有している）。

3. 課外活動とジェンダー

教員が教育実践の内容についておうべきアカウンタビリティをおわずにすむ構造が課外活動にあることによって、課外活動の脱ジェンダー化はいちじるしく困難なものとならざるをえない。教育の方法、内容、結果について、客観的な検証が一定程度可能な教科教育であれば、そこに当該の教科教育そのものと無関係なジェンダーが介在していれば、その析出・批判は相対的に容易であるし、批判された側もうけいれざるをえないだろう。しかし、ブラックボックス化された教育実践では、そうした検証が不可能であり、恣意性がゆるされてしまうのである。左段で言及した課外活動の特徴③はこの傾向に拍車をかけている。したがって、課外活動におけるスポーツの脱ジェンダー化を課題として真摯にかんがえるに際しては、その教育実践としての正統性そのものと、教育実践としての是非を理論的にとيناおしていく必要があるといえる。

引用文献

多賀太『男らしさの社会学』世界思想社、2006年

種目選択・決定過程と教員の認識が運動会に与える影響に関する研究

—三重県・愛知県の私立高等学校8校へのインタビュー調査を中心に—

○小野 暖未 (中京大学大学院研究生), 来田 享子 (中京大学)

キーワード: 運動会 ジェンダー 種目 高等学校

1. 研究の動機・目的

本研究は、高等学校の運動会で実施される種目のジェンダー・バイアスが生じる要因について、1) 運動会種目の選択・決定を行う組織の実態、2) 種目の採用に関する教員の認識、の2点に着目し、明らかにすることを目的とする。

岸本・勝木(2005)、田原・芹澤(2005)、浜野(2005、2006)らの先行研究により、運動会において、生徒の実施種目や運動会での役割が性によって異なることが明らかにされている。さらに岸本・勝木(2005)は「伝統を踏襲した昔ながらの体育大会をよしとする意識」が運動会において性によって異なる扱いがみられる要因であることを指摘している。一方、種目の選択や決定に関連する言及には、宇土(1949)によるプログラム編成に関する記述、および多和(1951)による高等学校の運動会計画に関する記述がある。しかし、これらの報告後、学習指導要領が改訂されているため、近年の実態としてみるには問題がある。

これらの先行研究では、岸本・勝木が指摘するような意識が学校や教員にあるのかどうか、またそれが種目の選択や決定に反映するのかどうかについては、言及されてこなかった。さらにいえば、ジェンダー視点から運動会を検討したものは、主に中学校を対象としており、高等学校を対象にしたものはほとんどみられない。

以上のことから本研究では、1)運動会種目選択・決定過程が運動会にジェンダー・バイアスを生じさせる要因となっているかを検討する必要があること、2)高等学校では多くの生徒が第二次性徴期の後半に入り、自己の身体的な変化や生徒相互の運動能力差を認識し、それとジェンダーを結びつけて考える機会が増加するため、この時期の運動会についても検討する必要があること、の2点に着目した。

2. 研究の方法

2007年5月から10月にかけて、三重県内の私立高等学校1校と愛知県内の私立高等学校7校の種目選択・決定に関わった教員にインタビュー調査を実施した。インタビュー調査は、2段階で行った。第2段階においては、第1段階で得た情報を基に、質問項目を

作成し、半構造化インタビューを実施した。

3. 結果

3.1. 種目選択・決定を行う組織

種目選択・決定を行う中心組織は、生徒会または委員会であった。新たな種目の採用にあたり、各クラスにアンケートを実施する事例が多くみられた。また、担当教員が生徒会・委員会での話し合いに参加し、候補として挙げられた種目に対する助言を行っていることが明らかとなった。新たな種目を提案する際、参考資料として種目紹介本やインターネット上の他校の実施種目などが生徒に提示されることはなかった。

中心組織において運動会のねらいや目標について話し合われることはほとんどなく、明確なねらい・目標を掲げているのは1校のみであった。

3.2. 種目の採用に関わる教員の認識

(1)担当教員が種目選択時に考慮する点

安全性、時間、一つの種目で多くの人数が参加できることであった。

(2)ジェンダー・バイアスが見られた事例

騎馬戦の採用にあたり、男子校と女子校の教員の考え方に違いが見られた。男子校では、「荒っぽさ」や「危険」であることが騎馬戦を実施する要因になり、女子校では「野蛮」や「危険」であることが廃止する要因になっていた。また、騎馬戦のルールの変更に対する教員の認識に関しても、男子校と女子校で違いが見られた。男子校においては、生徒の実情に合わせてルールを変更することよりも、「伝統」を理由に変更に対して消極的な姿勢がうかがえた。

4. まとめと考察

本研究の結果より、種目の選択・決定に生徒が主体的に関わることを期待され、そのような組織は存在するものの、十分な情報入手や検討がなされないまま教員の意向が反映されやすい中で種目が決定されていることから、教員のジェンダー意識が種目のジェンダー・バイアスを生じさせる要因の一つとなることが示された。他方、運動会は種目を選択・決定する組織の整備とそこでの議論を通じ、生徒が他者の身体の多様性に気づき、多様な身体を持つ人間が協力・協働する教育的機会になる可能性も示唆された。

日本スポーツとジェンダー学会 入会のご案内

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）では、随時、会員の入会を受け付けております。入会のお申し込みは、事務局まで直接お問い合わせいただくか、本学会のホームページよりオンライン登録で行なっていただくことができます。

<入会お申し込み／お問い合わせ先>

日本スポーツとジェンダー学会事務局

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町 1-1

大阪府立大学総合教育研究機構 熊安貴美江研究室内

Tel/ Fax : 072-254-9774

E-mail: info@jssgs.org

JSSGS 会員オンライン登録の方法とご注意

日本スポーツとジェンダー学会では、会員登録のオンラインによる受付を行なっています。学会のホームページ (<http://www.jssgs.org>) にアクセスし、会員登録ページから入力フォームに必要事項をご入力いただき、入力事項に間違いがないかご確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。事務局から申込み受付確認のメールを返信致します。

なお、オンライン登録をご利用いただく場合は、下記の事項にご注意ください。

フォーム送信後、1週間以上経過しても事務局から返信メールが到着しない場合は、送信トラブル等が発生した可能性がありますので、お手数ですが info@jssgs.org までご連絡ください。

オンラインでの登録は、仮登録となります。JSSGS 規約に定められた会費を納入していただくことにより、登録が正式に完了致します。なお、会費納入方法などにつきましては、事務局からの申込み受付確認メールでお知らせ致します。

◆ 現在の会員種別と年会費は下記のようになっています。

- (1) 正会員 年額 5,000 円
- (2) 学生会員 年額 2,500 円
- (3) 団体会員 10名につき年額 10,000 円
- (4) 賛助会員 年額 10,000 円

ホームページのご案内

日本スポーツとジェンダー学会では、スポーツとジェンダーに関わる情報交換の場としてホームページを開設しています。研究集会への案内や報告をはじめ、図書情報、関連サイトへのリンク集などがご覧いただけます。今後も内容をさらに充実させていく予定です。皆様のアクセスをお待ち致しております。

JSSGS ホームページ URL <http://www.jssgs.org>

上記ホームページでは、メールマガジン登録も受け付けています。メールマガジンのページからあなたのアドレスを登録していただければ、研究会やセミナーのご案内、ホームページに掲載された新しい情報についてお知らせするメールが届きます。現在、月一回程度の配信を行なっております。メールマガジンの配信登録は、会員でない方も行なっていただけますのでぜひご利用ください。

「スポーツとジェンダー研究」投稿論文募集のご案内

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）の機関誌「スポーツとジェンダー研究」は、毎年3月に刊行される予定です。

機関誌には、その年度に開催された JSSGS 主催研究会・研究交流会報告の他、スポーツとジェンダー研究に関する原著論文、研究ノート、海外文献紹介、書評等が掲載されます。

編集委員会では、機関誌に掲載する原著論文、研究ノートへの投稿を随時、募集致しています。

2008年10月31日までに応募された論文等は、2009年3月に刊行される第7号掲載予定分として審査が行なわれます。皆様の研究成果の投稿をお待ち致しております。

なお、投稿される方は、編集規定および投稿規定を厳守の上、原稿を作成してください。編集規定および投稿規定につきましては、学会事務局までお問い合わせいただくか、当学会ホームページでご確認ください。

**日本スポーツとジェンダー学会
第7回大会 プログラム・発表抄録集**

2008年6月30日発行（非売品）

編集発行：日本スポーツとジェンダー学会

第7回大会実行委員会

事務局：〒590-0113 堺市南区晴美台4-2-2

帝塚山学院大学人間文化学部飯田研究室内

Tel：072-296-1331 Fax：072-292-2135

E-mail：info@jssgs.org

学会HP：http://www.jssgs.org

印刷：ミヤコ・アド印刷

発行者の許可なく転載することを禁ず